

令和8年度企業紹介ガイドブック作成業務  
プロポーザル実施要領

令和8年6月

河内長野市 成長戦略局 活力創造戦略部

産業観光課

本要領は、河内長野市（以下、「本市」という。）が企業紹介ガイドブック作成業務の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

応募提案をしようとする者は、本要領及び「令和8年度企業紹介ガイドブック作成業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）を熟読の上、本要領に定める提案書を作成するものとする。

## 1. 業務の目的

本市内企業を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少等による雇用環境の悪化や、人材の慢性的不足が続いており、これらによる地域経済力の低下等への対応が喫緊の課題となっている。

企業紹介ガイドブックは、人材の雇用に積極的な市内企業を広くPRし、就職希望者の就職活動における選択肢を増やすことで、市内企業の人材確保支援を行うとともに、市内に数多く存在する魅力ある企業のサービスや製品を発信することで、市内産業を活性化させるためのものである。本業務は、令和5年度に作成した企業紹介ガイドブックの内容を更新し、掲載企業を増やすことをもって、情報発信媒体としての役割を強化することを目的とする。

## 2. 業務の概要

### (1) 委託業務名

令和8年度企業紹介ガイドブック作成業務（以下、「本業務」という。）

### (2) 業務の内容

仕様書のとおり

### (3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

### (4) 提案上限金額

2,035,000円（消費税及び地方消費税含む。）

※金額は契約額や予定額を示すものではなく、提案にあたっては上記金額を超えないよう留意すること。なお、限度額を超えた提案は無効とする。また、消費税額及び地方消費税額は10%で算出すること。

## 3. 参加資格要件

次の各号に掲げる要件の全てに該当する者は、「河内長野市の入札等に係る令和8年度有資格者名簿」への登録の有無に関係なく、参加することが出来る。

### (1) 次のいずれかに該当する者でないこと。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 河内長野市暴力団排除条例（平成26年河内長野市条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは同上第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者。

- (2) 営業について免許、許可又は登録を要するものにあつては、当該免許、許可又は登録を受けていること。
- (3) 令和8年4月1日現在において、引き続き2年以上その営業を行っていること。
- (4) 国税及び市町村税を滞納していないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者
- (6) 本市から指名停止措置等を受けていない者
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反した場合、同法に基づく処分が明らかになった日から3箇月を経過している者
- (8) 近畿府県外において談合の容疑により会社の代表者、役員又は使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたことが明らかになった場合、その日から3箇月を経過している者
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（更生計画を認可された者を含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（再生計画を認可された者を含む。）
- (10) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者
- (11) 平成28年4月以降に、自治体、その他公共団体、民間において、本委託業務と類似または関連の業務受託運用実績があり、この公告の日までに適正に契約を履行（契約満了）した実績を複数有すること。ただし、現在履行中のものについては、通算の実績に含めて差支えないものとする。なお、労働者派遣契約は実績に含めない。

#### 4. プロポーザル実施スケジュール

プロポーザル選考スケジュールは下記のとおりとする。

(1) 実施要領の交付	令和8年6月25日（木）
(2) 質問書の受付	令和8年7月6日（月）正午まで
(3) 質問書に対する回答	令和8年7月7日（火）予定
(4) 参加表明書の受付	令和8年7月10日（金）午後5時30分まで
(5) 参加資格の審査結果通知	令和8年7月15日（水）
(6) 企画提案書の受付	令和8年7月16日（木）午前9時から 令和8年7月22日（水）午後5時30分まで
(7) ヒアリング（概要説明含む）	令和8年8月5日（水）午後2時から <詳細は別途通知> ※一次書類審査を行う場合、審査結果に基づき、

	ヒアリングの参加の可否について連絡を行う。
(8) 候補者選定日	令和8年8月中旬頃
(9) 業務委託に係る協議	
(10) 業務委託に係る契約	令和8年8月下旬頃
(11) 業務委託に係る運用開始	

## 5. プロポーザルの内容

### (1) 実施要領の交付に関する事項

#### ① 交付方法

実施要領の交付は、本市ホームページ上で行う。

(実施要領及び各種申請書類は、本市ホームページからダウンロード可。)

#### <事務局>

河内長野市役所 成長戦略局 活力創造戦略部 産業観光課

住所 (〒586-8501) 大阪府河内長野市原町一丁目1番1号

電話番号 0721-53-6075

メールアドレス : [sangyou@city.kawachinagano.lg.jp](mailto:sangyou@city.kawachinagano.lg.jp)

#### <市ホームページ>

URL: <https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/16/125962.html>

#### ② 交付日

令和8年6月25日(木)

### (2) 参加表明書に関する事項

#### ① 提出方法

- ・持参又は郵送(一般書留又は簡易書留郵便に限る。)するものとする。

#### ② 提出書類

- ・プロポーザル参加表明書(様式第1号)
- ・会社概要書(様式第2号)
- ・実績報告書(様式第3号)

※参加資格要件において、本市の入札等に係る令和8年度有資格者名簿に登録の無い者については、次の書類を添付すること

#### ■ 法人の場合

- ・商業登記簿全部事項証明書、現在事項証明書、履歴事項証明書のいずれか(3ヶ月以内に交付されたもの)
- ・最新事業年度の納税証明書(「法人税」及び「消費税及地方消費税」)の写し
- ・直近事業年度の納税証明書(「法人都道府県民税」及び「法人市町村民税」)の写し

#### ■ 個人の場合

- ・最新の事業年度の納税証明書(「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」)の写し
- ・直近1年分の納税証明書(都道府県民税及び市区町村税)の写し

### ③受付期間

令和8年7月10日(金)午後5時30分まで

※郵送の場合、期日内必着。

### ④提出部数

原本1部

### ⑤参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

- ・前記3に定める参加資格要件の確認を行い、令和8年7月15日(水)までに電子メールにより次の事項を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。
  - ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨
  - イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由

## (3) 質問書の提出に関する事項

### ①提出方法

- ・企画提案書の作成・提出にあたり質疑等がある場合は、事務局あてに電子メール(メールアドレスは前記5.(1)に記載)で照会すること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

### ②質問書の様式

- ・様式は自由とするが、電子メールの表題は「企業紹介ガイドブック作成業務」プロポーザルに関する質問」とすること。(送信データの容量は3MB以内)
- ・なお、必ず業者名、及び担当者の氏名、連絡先を記入すること。また、電話連絡により事務局に受信確認を行うこと。

### ③受付期間

令和8年7月6日(月)正午まで

## (4) 質問書に対する回答に関する事項

### ①回答方法

- ・提出された質問事項を全て取りまとめて、本市ホームページ上に回答を公表する。
- ・質問に対する回答は、本要領の追加または修正とみなす。

### ②回答(予定)

令和8年7月7日(火)予定

## (5) 企画提案書の提出に関する事項

### ①提出方法

- ・参加表明書を提出した者のみが企画提案書を提出することができる。
- ・持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）するものとする。
- ・期限までに提出されなかった場合、参加意思がなく辞退したものとみなす。
- ・辞退をした場合にあっては、それによる不利益は生じない。

## ②提出書類

- ・プロポーザル企画提案書（様式第4号）
- ・業務実施体制（様式第5号）
- ・業務スケジュール（任意書式）
- ・見積書（様式第6号）

## ③受付期間

令和8年7月16日（木）午前9時から7月22日（水）午後5時30分まで  
 ※郵送の場合、期日内必着。

## ④提出部数

- ・上記の書類を順番にA4ファイルに綴じて、原本ファイルの表紙及び背表紙に参加事業者名を記載したもの（原本1部、写し6部）を提出すること。  
 ※原本1部についてはファイルの表紙及び背表紙に参加事業者名等を記載すること。  
 ※写し6部については、参加事業者名が特定されないよう参加事業者名等を記載しない、又は社名等にマスキングを行うこと。

## ⑤企画提案書作成上の留意事項

- ・企画提案書には、別紙「仕様書」の「業務内容」の各項目における具体的な取組内容について記載すること。
- ・用紙サイズは、A4版縦とし、横書きとすること。
- ・文字サイズは、11ポイント以上で作成し、ページ番号を記入すること。
- ・両面印刷で20ページ以内（表紙はページ数に含めない）とすること。なお、イメージ図などでA3版を挿入する際は2ページとみなす。
- ・提案内容は、すべて事業者自ら実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的に記載すること。

## （6）候補者の選定に関する事項

### ①審査委員会

- ・最優秀提案者の選定は、令和8年度企業紹介ガイドブック作成業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が行う。

### ②選定方法

- ・審査委員会は、企画提案書提出者を対象に企画提案書及びヒアリングに基づき、「企画提案書の審査基準」＜別紙1＞のとおり採点を行い、最低評価点（60点）を上回る者の中から評価点の高いものから順に、最優秀提案者1者、次点提案者1者を選定する。なお、同点の場合は、審査委員会の協議により、最優秀提案者と次点提案者を選定する。ただし企画提案書提出者が1者の場合は最優秀提案者1者のみの選定となる。

### ③一次書類審査について

- ・応募者が4者以上の場合は、審査委員会において、企画提案書に基づき上記選定方法により一次書類審査を実施し、ヒアリング対象事業者を選定する。

### ④ヒアリングについて

- ・審査委員会は、事前に提出した企画提案書に基づき、下記の通りヒアリングを実施する。

	留意事項
開催日及び場所	令和8年8月5日（水） 午後2時から ヒアリングの時間帯・場所は事前に連絡する。
時間	25分以内
内容	提出した企画提案書の概要説明（15分以内） 企画提案書に対する質疑応答（約10分）
出席者	3名以内
出席者の条件	最優秀提案者となった場合に、本業務の責任者及び担当者となる予定の者を必ず含むこと。
使用機器等	提出された企画提案書に基づき説明する。 なお、概要説明にスライド、パワーポイント等を使用する場合は、事前に報告するとともに、使用するパソコン、プロジェクタ等の機器は各参加者で用意し、当日持参すること。なお、スクリーンは事務局で用意する。

#### <辞退する場合>

- ・ヒアリングの実施までに参加者の都合により辞退する場合には、書面により（任意様式）記名押印の上、持参又は郵送することとする。
- ・辞退した場合であっても、それによる不利益は生じない。

### ⑤審査結果の通知

選考結果は採否に関わらず、令和8年8月中旬頃に文書で通知する。なお、審査結果は、最優秀提案者の企業名及び採点結果、次点者の採点結果を、令和8年8月中旬以降に本市ホームページに掲載する。

## 6. 契約に関する事項

### ①契約の締結

委託者は、選定で最優秀提案者となった者と業務内容及び委託金額について協議し、協議が整った場合は、その協議内容に基づき本業務の随意契約を行う。

ただし、最優秀提案者と協議が整わない等の理由で契約が不調となった場合は、次点者を交渉権者として協議を行う。

### ②契約者

河内長野市

### ③契約保証金

河内長野市契約事務規則（平成8年河内長野市規則第7号）第44条の規定による。

## 7. 参加者の欠格に関する事項

参加者は、以下のいずれかの事項に該当した場合は、失格又は無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 実施要領に違反すると認められる場合
- (6) その他、指示した事項に違反した場合

## 8. その他

- ・ 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- ・ 企画提案書等の提出後の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りに基づく変更又は修正についてはこの限りではない。
- ・ 本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに企画提案書等の内容を無償で使用できるものとする。
- ・ 企画提案書等は返却しない。なお、提出された書類は選定以外の用途には使用しない。
- ・ 提出書類は、河内長野市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。なお、プロポーザルの受託候補者決定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後に開示する。
- ・ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負う。
- ・ 本プロポーザルに対し、2以上の提案はできないものとする。
- ・ 見積金額は契約金額を保証するものでなく、本業務に係る費用の見込み額とする。
- ・ 本プロポーザルは、本業務に対する優れた考え方を有する提案者を選定するものであり、企画提案書の提案内容が実際の事業内容にそのまま採用されるものではない。

別紙1 企画提案書の審査基準

項目	評価内容	配点
ガイドブックの誌面構成・デザイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドブックの主な対象者である学生等を含む若者に対して、市内企業の魅力が効果的に伝わる内容となっているか。</li> <li>・市内企業が有するサービス・製品や強みを発信する媒体としての機能を持ち、本市産業振興への効果が認められる内容となっているか。</li> </ul>	30
業務の取組方針・具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の趣旨・目的を理解したうえで、取組方針が明確に示されているか。</li> <li>・取組内容が具体的かつ、本業務の目的を達することができる内容であるか。</li> <li>・提案内容が、効果的かつ実効性があるものとなっているか。</li> </ul> <p><u>※本業務に関連する独自の提案がある場合は、その内容も加味し、審査を行う。</u></p>	30
同種業務受託実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や地方公共団体または民間での同種業務の受託実績があり、その内容（成果）は業務遂行能力を実証し得るものか。</li> </ul>	20
提案価格	最低見積価格 / 当該事業者の見積価格 × 20 (小数点以下切捨て)	20
		100

評価基準	得点
高く評価できる	配点×1.0
評価できる	配点×0.8
普通	配点×0.6
あまり評価できない	配点×0.4
評価できない	配点×0.2

※評価方法

- (1) 審査項目のうち、「ガイドブックの誌面構成・デザイン」「業務の取組方針・具体的な取組内容」「同種業務受託実績」については、主観的審査項目として、各委員が評価を行い、各委員の平均（小数点以下第3位切り捨て）を各項目の得点とする。
- (2) 審査項目のうち、「提案価格」については、客観的審査項目として契約担当課が評価を行う（小数点以下切り捨て）。
- (3) (1)(2)の得点の合計を各企画提案者の評価点とする。